

第2号様式(第10条関係)

令和6年4月15日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 次呂久 成崇



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 次呂久 成崇

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	153,652	新聞購読料
事務所費	1,462,532	事務所賃借料、光熱水費、駐車場賃借料
事務費	201,155	複写機借り上げ料、電話料、コピー機アカウント料
人件費	1,393,221	賃金、社会保険料
合計	3,210,560	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円



おきぎんの総合口座

総合口座をご利用いただき
ありがとうございます。

お名前

シマロク マサタカ

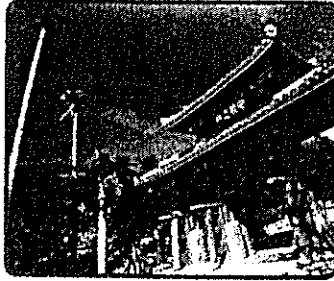
様 再 2

店番号

口座番号

④限度

千円



那覇 守礼之門

印紙税申告納

付につき那覇

税務署承認済

株式会社 沖縄銀行
(那覇市久茂地)

1-154(29.01)

名 寄

株式会社

沖縄銀行

取扱店

電話

<http://www.okinawa-bank.co.jp>



〈自動振替ご利用メモ〉

おきぎん総合口座のご案内

この通帳は普通預金と定期預金、自動貯蓄を
一冊にまとめた便利な口座です。

■普通預金

- おきぎんの全店で出し入れ自由です。
- 給料、年金などのお受取り、電話・電気料などのお支払いも自動的にできます。

■定期預金

- 総合口座にセットされました定期預金は、満期日に自動的に繰り込まれます。

■自動融資

- 急にお金が必要のときや、各種自動支払などで、普通預金の残高が不足しても、「定期預金」の合計額の90%（最高500万円まで千円未満切捨）を限度に自由にご融資します。
- ご返済は普通預金のご入金があれば自動的に行なわれます。

お窓へ

- 通帳と印鑑は、別々に保管された方が安全です。
- 通帳や印鑑、キャッシュカード、バンクカードをなくされたり、盗難にあわれた時は、すぐに当店へお申し出ください。

通電話料	日	授業料	日
電気料		積立定期	
ガス料		生命保険	
水道料		クレジット	
NHK受信料			
住宅ローン			
借入金			
税金			
給与	日		日
年金			
配当金			
児童手当			

ジロク マサタカ様

分 離

通 信 行 日 19-06-10 (953) 001

沖縄県労働金庫

お 振 込 先

通 信 行 名
支 店 名
課 目 名

お 振 込 金 種 別

この通金は領収書に付随して送付

<ろうきん>総合口座をご利用いただきましてありがとうございます。

普通預金口座の残高照会・入出金明細照会は

ろうきんダイレクト
テレフォンバンキング

ロウキン イチバン

☎ 0120-609-180 (自動音声)

ご利用時間は、0:30~23:50となります。

なお、ご利用時間内でもシステムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。

お受け取り	お支払い(振替日)	完済予定
給与	NHK受信料	労金カードローン
年金	電話料	労金ローン(毎月分)
	電気料	労金ローン(加算分)
	水道料	
	ガス代	

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	しんぶん赤旗 R5.4月分～R6.3月分(@4,427円×12月分)	53,124	全額	53,124
毎月払	琉球新報 R5.4月分～R6.3月分(@3,075円×12月分)	36,900	全額	36,900
毎月払	沖縄タイムス R5.4月分～R6.3月分(@3,075円×12月分)	36,900	全額	36,900
5/15	八重山毎日 R5.4月分	1,964	全額	1,964
6/13	八重山毎日 R5.5月分	1,964	全額	1,964
毎月払	八重山毎日 R5.6月分～R6.3月分(@2,280円×10月分)	22,800	全額	22,800
資料購入費 充当合計				153,652

経費区分(資料購入費)

次呂久 成崇 様

しんぶん
領収書 赤旗

2023年 4月~2024年 3月

53,124円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	12	41,964
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	12	11,160

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市宇新川
2376-16-102

8%対象	49,188円(税抜)	消費税	3,935円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日



充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

参考様式一①

経費区分(資料購入費)

◎琉球新報

23-05-08	200	*3,075	琉球新報	4月分
23-06-05	200	*3,075	琉球新報	5月分
23-07-05	200	*3,075	琉球新報	6月分
23-08-07	200	*3,075	琉球新報	7月分
23-09-05	200	*3,075	琉球新報	8月分
23-10-05	200	*3,075	琉球新報	9月分
23-11-06	200	*3,075	琉球新報	10月分
23-12-05	200	*3,075	琉球新報	11月分
24-01-05	200	*3,075	琉球新報	12月分
24-02-05	200	*3,075	琉球新報	1月分
24-03-05	200	*3,075	琉球新報	2月分
24-04-05	200	*3,075	琉球新報	3月分

充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

参考様式-①

経費区分(資料購入費)

◎沖縄タイムス

5- 5- 8 振出	*3,075タイムス04ツキイカキチ
5- 6- 7 振出	*3,075タイムス05ツキイカキチ
5- 7- 7 振出	*3,075タイムス06ツキイカキチ
5- 8- 7 振出	*3,075タイムス07ツキイカキチ
5- 9- 7 振出	*3,075タイムス08ツキイカキチ
5-10-10 振出	*3,075タイムス09ツキイカキチ
5-11- 7 振出	*3,075タイムス10ツキイカキチ
5-12- 7 振出	*3,075タイムス11ツキイカキチ
6- 1- 9 振出	*3,075タイムス12ツキイカキチ
6- 2- 7 振出	*3,075タイムス01ツキイカキチ
6- 3- 7 振出	*3,075タイムス02ツキイカキチ
6- 4- 8 振出	*3,075タイムス03ツキイカキチ

充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

参考様式-①

経費区分(資料購入費)

◎八重山毎日新聞

5- 5-15 振出	*1,9640S・PIPMマイニチシツ 4月分
5- 6-13 振出	*1,9640S・PIPMマイニチシツ 5月分
5- 7-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 6月分
5- 8-14 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 7月分
5- 9-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 8月分
5-10-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 9月分
5-11-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 10月分
5-12-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 11月分
6- 1-15 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 12月分
6- 2-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 1月分
6- 3-13 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 2月分
6- 4-15 振出	*2,2800S・PIPMマイニチシツ 3月分

充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所賃借料(令和5年4月分～令和6年3月分)	1,202,640	全額	1,202,640
	上・下水道料金(R5.4～R6.3)@2,117×12月	25,404	全額	25,404
毎月払	駐車場賃借料(令和5年4月分～令和6年3月分)	96,000	全額	96,000
4/24	電気料金(4月分)	6,563	全額	6,563
4/24	電気料金(4月分)	4,365	全額	4,365
5/24	電気料金(5月分)	5,714	全額	5,714
5/24	電気料金(5月分)	4,287	全額	4,287
6/26	電気料金(6月分)	6,071	全額	6,071
6/26	電気料金(6月分)	4,743	全額	4,743
7/24	電気料金(7月分)	7,076	全額	7,076
7/24	電気料金(7月分)	5,589	全額	5,589
8/23	電気料金(8月分)	7,216	全額	7,216
8/23	電気料金(8月分)	5,890	全額	5,890
9/25	電気料金(9月分)	5,980	全額	5,980
9/25	電気料金(9月分)	5,436	全額	5,436
10/25	電気料金(10月分)	7,274	全額	7,274
10/25	電気料金(10月分)	5,727	全額	5,727
11/24	電気料金(11月分)	6,618	全額	6,618
11/24	電気料金(11月分)	4,953	全額	4,953
12/25	電気料金(12月分)	7,162	全額	7,162
12/25	電気料金(12月分)	4,670	全額	4,670
1/29	電気料金(1月分)	8,072	全額	8,072
1/29	電気料金(1月分)	4,242	全額	4,242
2/26	電気料金(2月分)	5,529	全額	5,529
2/26	電気料金(2月分)	4,037	全額	4,037
3/25	電気料金(3月分)	6,906	全額	6,906
3/25	電気料金(3月分)	4,368	全額	4,368
	事務所費 充当合計			1,462,532

事務所概要申告票

議員名 次呂久 成崇

1. 物件の所在

住所	石垣市字石垣36-1 万世ビル1-N	
電話番号	0980-87-9367	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

次呂久 成崇 (印)

賃貸人

氏名

〒907-0003 沖縄県石垣市字平得58-6

住宅情報センター株式会社

電話(0980)88-6966

住所

FAX(0980)88-6969

事務所費充当状況申告票

議員名 次呂久 成崇

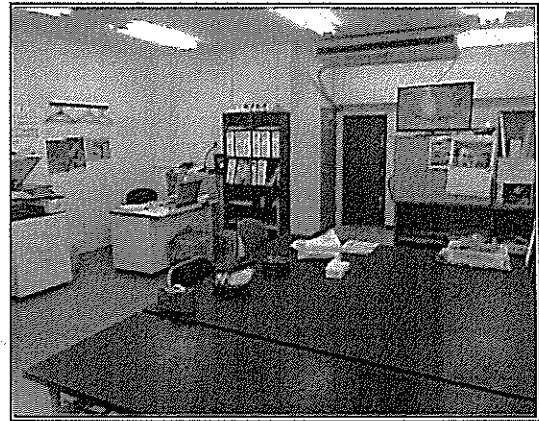
1. 事務所の状況

住所	石垣市字石垣36-1 万世ビル1-N
----	--------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動のみ活用しているため全額充当とする。

(関係経費)


家賃(月額)	100,000	円
その他	礼金	円
	仲介手数料	円

(充当額)

家賃(月額)	100,000	円
その他	礼金	円
	仲介手数料	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

次呂久 成崇 

事務所費

特約条項

1 甲（買受人）及び乙（賃借人）は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則が次のとおりであることを確認します。

①賃借人の故意または過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用になること、

②建物・付帯設備等の自然的な劣化・損耗等（自然損耗・経年変化）及び賃借人の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）については、裏面約款第11条2項に掲げる修繕を除き、買受人が負担すべき費用になること。

2 本契約において、敷金及び礼金なしで契約を結んでいる場合で本契約期間満了に退去する場合は、家賃の1ヶ月分を違約金として支払うものとする。

3 乙（賃借人）は甲（買受人）に対する賃料等の立替払いを第三者に委託する場合、乙（賃借人）も当該第三者に対する立替金償還義務の支払いの遅延は、乙（賃借人）の甲（買受人）に対する賃料等の支払い債務の遅延とみなされ、甲（買受人）はこれに基づいて、乙（賃借人）との賃貸借契約を解除する事ができることに同意します。

4 賃貸借契約の終了に伴う乙（賃借人）の賃貸物件の明渡しに関して、甲（買受人）が法的手段（訴訟手続、保全手続、強制執行手続等）を取った場合に生じる一切の費用（印紙代、郵送代等のいわゆる狭義の訴訟費用のみならず、弁護士費用、執行補助者費用、残置動産撤去費用等を含む）は、全て乙（賃借人）が負担する事に同意します。

5 駐車場は別契約となり、数に限りがございます。

管理委託先

事務所 〒907-0003 沖縄県石垣市字平得58-6	TEL 0120-88-6967	FAX 0980-88-6969
商号 住宅情報センター株式会社	登録番号	

2. 管理事務の主な内容

家賃等の受領	<p>〔標記〕B-5に記載されている方法にて受領します。</p> <p>支払われた家賃等は財産の分別管理欄記載の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。</p>	<p>その他以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物共用部等の定期的清掃 ・各種設備管理業務 ・入居中の修理対応 ・入居中の相談対応 <p>財産の分別管理</p>
(賃貸借契約の再契約)	契約期間満了後買主、借主の合意があった際に賃貸借契約の再契約を行います。	
賃貸借契約の終了	退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。	管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。

連帯保証人

連帯保証人	極度額: 2,400,000 円	家賃債務保証会社	家賃債務保証会社
-------	------------------	----------	----------

〔押印欄〕 ※全ての項目を記載してください。

住所 [印]

フリガナ [印]

氏名 [印]

不動産取引業者(甲)

住所(主たる事務所) 〒906-0012 沖縄県宮古島市平原西(東1977)

商号または名称 住宅情報センター株式会社

代表者の氏名 [印] TEL 0980-573-4565

免許証番号 [印]

取扱店 [印] TEL [印]

取引士氏名 [印] 登録番号 [印]

業務に従事する事務所 住宅情報センター株式会社 石垣島支店

不動産取引業者(乙)

住所(主たる事務所) [印]

商号または名称 [印]

代表者の氏名 [印] TEL [印]

免許証番号 [印]

取扱店 [印] TEL [印]

取引士氏名 [印] 登録番号 [印]

業務に従事する事務所 [印]

借入者(乙)の緊急連絡先

住所 〒	借入者との関係	性別	年齢
フリガナ			
氏名			
TEL	携帯電話		

西暦 2022年 11月 26日

借入者(乙)

住所 〒907-0001 石垣市大浜 757

氏名 次呂又 成崇 [印]

連絡先 [印]

連帯保証人(丙)

住所 [印]

氏名 [印]

連絡先 [印]

極度額 2,400,000

連帯保証人(丙)印

住所 〒

氏名 [印]

連絡先 [印]

極度額 [印]

[印]

重要事項説明書 (建物賃貸借借)

2022年11月6日

次呂久 成崇 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

宅地建物取引業者 ①

商号又は名称 住宅情報センター株式会社

代表者の氏名 [Redacted]

主たる事務所 沖縄県宮古島市平良字西里1107- (取扱店) 沖縄県石垣市宇平得58-6 (取扱店TEL) 0980-88-6966

免許証番号 [Redacted]

免許年月日 平成30年 3月 4日

免許有効期限 平成35年 3月 3日

説明を受ける宅地建物取引士

氏名 [Redacted]

登録番号 [Redacted]

業務に従事する事務所 [Redacted]

TEL [Redacted]

取引の態様 代理

宅地建物取引業者 ②

商号又は名称 [Redacted]

代表者の氏名 [Redacted]

主たる事務所 [Redacted]

取扱店 [Redacted]

取扱店TEL [Redacted]

免許証番号 国土交通大臣・知事 () 第 () 号

免許年月日 年 月 日

免許有効期限 年 月 日

説明を受ける宅地建物取引士

氏名 [Redacted]

登録番号 知事登録 () 第 () 号

業務に従事する事務所 [Redacted]

TEL [Redacted]

取引の態様 媒介・代理・貸主

目的物件

名称 万世ビル

所在地 沖縄県石垣市宇石垣36番地1

部屋番号 1階 1-N 号室 間取 店舗 面積 48 m² (14.52 坪)

構造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 3 階建 建築年月 1990年12月

貸主氏名または名称 [Redacted]

貸主住所 [Redacted]

① 登記簿記載の権利関係事項

- 所有権に関する事項 (甲区欄)
 - 氏名または名称 [Redacted]
 - 住所 [Redacted]
- 所有権にかかると推定される権利に関する事項 (甲区欄)
 - 無
- 所有権以外の権利に関する事項 (乙区欄)
 - 抵当権設定 無 (-)
- 登記名義人と貸主が 同一

※既に(根)抵当権が設定されている場合で、当該(根)抵当権に基づく不動産競売がなされたときは、買受人は買付担保契約及び敷金を引継ぎません。また、競売による所有権移転後は買受人に買料相当額を支払ったうえで6ヶ月以内に本物件から退去しなくてはならない場合もありますので、予めご承知ください。

② 法令に基づく制限の概要

法令名 無

制限の概要 無

③ 特定建築物の重要事項の記載事項 (特定建築物の場合)

本物件は未完成物件に該当しません

④ 特定建築物が土砂災害警戒区域に所在するか

当該建築物は土砂災害警戒区域内にありません。

⑤ 特定建築物が土砂災害警戒区域に所在するか

当該建築物は土砂災害警戒区域内にありません。

⑥ 特定建築物が土砂災害警戒区域に所在するか

当該建築物は土砂災害警戒区域内にありません。

⑦ 特定建築物が土砂災害警戒区域に所在するか

当該建築物は土砂災害警戒区域内にありません。

●賃料	月額	90,909	円	●敷金	100,000	円	※前契約引継
●消費税	月額	9,091	円	●礼金	100,000	円	※前契約引継
●共益費	月額	-	円	●口振手数料	220	円	
●保証料	月額	-	円	●()		円	

※ 支払時期・方法 翌月分を毎月27日まで □ 口座引落

⑧ 管理の委託先情報

大家等の管理		大修繕やその他相談事に関して	
■住宅情報センター株式会社(管理部)	□ ()	■住宅情報センター株式会社(管理部)	□ ()
石垣市宇平得58-6	()	石垣市宇平得58-6	()
電話0120-88-6967	()	電話0120-88-6967	()

⑨ 1) 直ちに利用可能な施設

- 飲用水 : 公営・メーター専用
- 電気 : 沖縄電力
- ガス : プロパンガス メーター専用
- 排水 : 浄化槽

⑩ 2) 未完成物件の場合、施設の整備予定

● 飲用水	年 月 日
● 電気	年 月 日
● ガス	年 月 日
● 排水	年 月 日

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

● 駐輪所 無

※有の場合は庭の手入れ及び退去時の原状回復は入居者負担になります。

6. 契約の種類・期間の更新及び再契約に関する事項

- 種類 定期借家契約
- 契約期間 2022年12月1日 から起算して 2024年11月30日 までの 2 年間
- 更新の可否 定期借家契約は更新のない借家契約です（合意により再契約することはできます。）
- 再契約 貸主、借主共に再契約を希望する場合、借主は契約期間満了日までに契約を締結するものとし、契約の無き場合は、期間の満了までに物件を明け渡さなければなりません。なお、借主は再契約の際、手数料として、金10,000（税別）円を負担するものとする。

7. 用途その他利用の制限に関する事項

- 用途の制限 住居専用 入居人員 _____ 名
- 利用の制限 店舗専用 事務所専用 飲食店不可 ()
- 補足説明
- ペットの飼育または持ち込みは、その種類を問わず禁止します。（ただし、
 - ピアノやその他重量物の搬入または備え付け、ならびに楽器等の演奏は、禁止します。
 - 電気・水道・ガスは使用前日までに、各会社に開始の連絡を入れて下さい。
 - 排水施設が公共下水の場合、別途下水道使用料が発生します。
 - 排水施設が浄化槽の場合、公共下水に切替った場合は、別途下水道使用料が発生します。
 - 物件の構造をよく理解し頂き、隣や近所から騒音等の苦情が出ないようにご注意ください。
 - 電話回線を引く場合、未入居の部屋や以前の入居者が電話回線を引いていない場合は、工事費用は借主（お客様）の負担となります。
 - 設備・雨漏れの修理は、連絡後直ちに復旧できない場合もありますのでご了承ください。
 - 新築またはリフォームを行なった物件において、建材・塗装・接着剤などの原因により体積を崩す場合もありますので、予めご承知おき下さい。このような場合には、換気や通風を十分行って下さい。
 - 新築時及び寒暖の激しい季節は、冷暖房等の使用で室内外の温度差が大きくなり、結露が発生しロス等の割れやカビが発生することがあります。充分な換気と冷暖房器具の設定温度を適度にすることを発生防止にご協力をお願い致します。また、梅雨時や結露の発生しやすい冬場には畳や押入れ・家具の裏側等にカビが発生することがあります。カビの予防のためには、換気を十分に行い、風通しを良くする等除菌対策をして下さい。
 - 入居後に近隣の環境が変化する場合もございます（建築による日当たり不良・店舗の撤退等）。
 - その他の事項については、別紙、賃貸借契約書の各条項を厳守して下さい。

● 供給源連絡先		
電気	沖縄電力(株)	0120-586-390
水道	石垣市水道局	0980-83-4043
ガス	マルキプロパン	0980-82-5532
インターネット		

その他特約事項 ● 借主（お客様）は、本物件を反社会的勢力の活動の拠点（暴行団事務所）の用に供してはならないものとします。

8. 解除お及び損害賠償額の決定または違約金に関する事項

- ① 本契約成立後、借主（お客様）から契約を解除する場合は、1ヶ月以上前までに、書面（退去届）にて通知して下さい。
- ② 借主（お客様）からの解約の申入れ日から明け渡しまでの期間が、1ヶ月未満の場合には、賃料等の1ヶ月相当額を空室損料（違約金）として貸主に支払うこととなります。
- ③ 賃料を1ヶ月以上滞納した場合は、催告の上、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
- ④ 賃料等のお支払いが支払期日に遅れた場合、遅延損害金（年14.6%）が加算されます。
- ⑤ 借主（お客様）が、故意または過失により本物件に損害を与えた場合には、借主（お客様）が賠償責任を負うこととなります。
- ⑥ 日本借家法期間満了に達する場合は家賃（一）ヶ月分を期間満了損害金として貸主に支払うものとする。
- ⑦ 日本借家法は家賃を（一）ヶ月間滞り置きます。契約期間満了の場合は返置家賃は免除とします。契約期間満了の解約は退去時に返置家賃をお支払い下さい。

9. 敷金等の精算に関する事項

- 退去月の家賃に関して、借主は通常通り全額支払うこととする。退去後、日割り家賃等を計算し返金するものとする。
- 退去時の敷金、日割り家賃等の預かり金については部屋の明け渡し後2ヶ月以内を目処に借主の口座に振り込み返金するものとする。振込手数料は乙（借主）の負担とする。

10. 定期借家契約の場合

- 建物賃貸借契約の種類 居住用 事業用（中途解約について） 中途解約権の内容については、契約書の通りです。
- 契約の方式 公正証書に： しません。 します→公正証書の費用負担（口貸主・口借主・口折半）
- 契約の内容 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、2024年11月30日 に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヶ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合は、借主は貸主から同通知があった日から6ヶ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することが出来ます。
 （中途解約について） 中途解約権の内容については、契約書の通りです。
 日本借家法は、一筆借家法200m未満の居住用目的であるため、借主において、転勤・寮費・親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活等として使用することが困難となった時は解約の申入れをすることができます。この場合、建物賃貸借は解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了します。

11. 特約事項

- 駐車場は別契約となり、数に限りがございます。

12. 重要事項説明

1) 宅地建物取引業者 (1)	宅地建物取引業者 (2)																						
<p>1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業保証金を供託した供託所及びその所在地</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	営業保証金を供託した供託所及びその所在地		<p>1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">営業保証金を供託した供託所及びその所在地</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	営業保証金を供託した供託所及びその所在地																			
営業保証金を供託した供託所及びその所在地																							
営業保証金を供託した供託所及びその所在地																							
<p>2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称</td> <td style="width: 50%;">社団法人 全国宅地建物取引業保証協会</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>東京都千代田区岩本町2丁目6番3号</td> </tr> <tr> <td>所属地方本部</td> <td>※「社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非営業保証金を供託した供託所およびその所在地</td> <td>東京都千代田区九段南1丁目1番15号</td> </tr> </table>	名称	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会	所在地	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号	所属地方本部	※「社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照	名称		所在地		非営業保証金を供託した供託所およびその所在地	東京都千代田区九段南1丁目1番15号	<p>2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属地方本部</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>非営業保証金を供託した供託所およびその所在地</td> <td></td> </tr> </table>	名称		所在地		所属地方本部	名称		所在地	非営業保証金を供託した供託所およびその所在地	
名称	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会																						
所在地	東京都千代田区岩本町2丁目6番3号																						
所属地方本部	※「社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照																						
名称																							
所在地																							
非営業保証金を供託した供託所およびその所在地	東京都千代田区九段南1丁目1番15号																						
名称																							
所在地																							
所属地方本部	名称																						
	所在地																						
非営業保証金を供託した供託所およびその所在地																							

以上の重要事項について、宅地建物取引士から「取引士証」を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

なお、契約成立時には事務手数料として 11,000 円（税込）を媒介を行った宅地建物取引業者に対して支払うことを承諾しました。

西暦 2022年 11月 26日 記名 次呂久 誠崇

特約事項

※賃貸借契約書と二籍に保管してください。

甲=賃貸人 乙=賃借人

第1条(賃料等の支払)

乙が賃料等の支払いについて、あんしん保証株式会社が行う立替払委託の制度を利用する場合は、あんしん保証株式会社を通じて甲に支払うものとし、その内容については別途乙とあんしん保証株式会社間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に定める方法によるものとする。

第2条(更新保証料の支払)

乙とあんしん保証網との保証委託契約の更新保証料が発生した場合は、賃貸保証委託契約書の保証委託契約年数に基づき、乙とあんしん保証株式会社間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約に定める方法により引落しを行うものとする。但し、引落しの手数料は不要とする。

第3条(賃貸借契約の解除事由)

甲は、下記事由のいずれかが発生することによっても本件賃貸借契約を解除することができる。

- 1 乙があんしん保証株式会社に対する支払債務を滞納し、乙とあんしん保証株式会社間で締結する立替払委託契約に基づく支払いが停止になった場合。
- 2 乙があんしん保証株式会社に対する支払債務を3ヶ月分以上滞納した場合。

第4条(賃貸借契約の当然終了)

乙とあんしん保証株式会社間で締結する立替払委託契約に基づく支払が停止になった後、無断不在を1ヶ月以上継続した場合は、本件賃貸借契約は当然に終了する。

第5条(賃貸借契約終了時の精算手続)

敷金、保証金等、賃貸借契約終了時に甲より乙に返還すべき金員がある場合において乙のあんしん保証株式会社に對する未払債務が存するときは、甲またはその物件を管理する管理会社が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意する。

第6条(残置物の処分)

本物件の明渡しが成立した場合、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を放棄したものとし、甲またはその物件を管理する管理会社またはあんしん保証株式会社においていかなる処分をしても乙は何ら異議申し立てをしない。

第7条(合意管轄裁判所)

乙は、第1条に定める支払い制度に係る保証委託契約について紛争が生じた場合、あんしん保証株式会社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所を訴願に関わらず管轄裁判所とすることに同意する。但し、甲と乙との間の建物明渡し訴訟と併合された場合は、あんしん保証株式会社の本社、各支店、営業所を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第8条

本特約条項に矛盾する本契約書の各条項は、本特約条項により変更されたものとする。

以上の特約事項を通読し理解の上、署名・押印いたします。

賃借人
(自署)

次入 成崇

事務所費

駐車場賃貸借契約書

賃貸人(代理) 住宅情報センター(株) を甲とし、貸借人 次呂久 成崇 を乙として甲乙間において、次の通り駐車場賃貸借契約を締結する。

- 第1条 (目的) 甲はその所有にかかる駐車場を前項使用申込書及び次条以下の約締にて乙に賃貸して、乙は駐車場としてこれを貸借する。
- 第2条 (駐車料金) 駐車料金は1台につき月額、金 8,000 円也(税込)とし、乙は契約期間分を甲の指定する方法で支払うものとする。
- 第3条 (駐車車両) 乙は本駐車場に本契約車両以外の駐車をする事は出来ない。
- 第4条 (事故盗難) 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積み荷等の盗難、火災事故等については、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。
- 第5条 (料金改訂) 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。
- 第6条 (権利譲渡) 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡することは出来ない。
- 第7条 (損害賠償) 乙又はその関係者が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは直ちにその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第8条 (善管注意) 乙は、本駐車場において駐車場所、車輛、ネームプレート(ネームプレート代は、乙の負担とする)、積載物等の管理を行い、甲は、それらの損害の一切の責任を負わないものとする。
- 第9条 (使用規則) 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
 1. 引火控物件その他の危険物を持ち込まないこと。
 2. 火気の取扱等をしないこと。
 3. 自動車の出入りの際は駐車位置交通規制等駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 4. 駐車場内での自動車の運転に当たっては安全運転すること。
 5. 甲及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為一切を行わないこと。
 6. 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届けること。
 7. その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 (契約解除) 乙が本契約に違反したときは、甲は、何等催告なしに本契約を解除し、即時明渡要求をする事ができ、乙は、その請求に応じなければならない。この場合、既に納入された駐車料金は、返却しないものとする。
- 第11条 (解除予告) 本契約を解約しようとする時は、互いに1ヶ月前迄に書面を以て予告するものとする。この場合甲乙共に異議申し立てしない。甲は前受駐車料については返却する。
- 第12条 (自己管理) 本駐車場内においての無断駐車等のトラブルに対しては原則として乙にて対処するものとする。

【特約条項】 大型車両の利用は禁止する。
この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ甲乙各1通を保有する。

西暦 2020 年 12 月 28 日

甲(賃貸人代理) 住 所 沖縄県石垣市字平得 58-6
氏 名 住宅情報センター株式会社

乙(貸借人) 現住所 石垣市大浜 757
氏 名 次呂久 成崇

参考様式-①

経費区分(事務所費)

◎事務所賃借料

23-03-27	200	*100,220DF.オヤチン	4月分
23-04-27	200	*100,220DF.オヤチン	5月分
23-05-29	200	*100,220DF.オヤチン	6月分
23-06-27	200	*100,220DF.オヤチン	7月分
23-07-27	200	*100,220DF.オヤチン	8月分
23-08-28	200	*100,220DF.オヤチン	9月分
23-09-27	200	*100,220DF.オヤチン	10月分
23-10-27	200	*100,220DF.オヤチン	11月分
23-11-27	200	*100,220DF.オヤチン	12月分
23-12-27	200	*100,220DF.オヤチン	1月分
24-01-29	200	*100,220DF.オヤチン	2月分
24-02-27	200	*100,220DF.オヤチン	3月分

※ 事務所賃借料(100,000円) + 口座振替手数料

充当割合: 全額充当とする。
理由: 政務活動のみ当該事務所を使用した。

経費区分（事務所費）

◎上・下水道料金

23-05-10	200	*2,117スイト"ウ 04カ"ツフ"ン
23-06-12	200	*2,117スイト"ウ 05カ"ツフ"ン
23-07-10	200	*2,117スイト"ウ 06カ"ツフ"ン
23-08-10	200	*2,117スイト"ウ 07カ"ツフ"ン
23-09-11	200	*2,117スイト"ウ 08カ"ツフ"ン
23-10-10	200	*2,117スイト"ウ 09カ"ツフ"ン
23-11-10	200	*2,117スイト"ウ 10カ"ツフ"ン
23-12-11	200	*2,117スイト"ウ 11カ"ツフ"ン
24-01-10	200	*2,117スイト"ウ 12カ"ツフ"ン
24-02-13	200	*2,117スイト"ウ 01カ"ツフ"ン
24-03-11	200	*2,117スイト"ウ 02カ"ツフ"ン
24-04-10	200	*2,117スイト"ウ 03カ"ツフ"ン

充当割合:全額充当とする。
理由:政務活動のみ当該事務所を使用した。

経費区分（事務所費）

◎駐車場賃借料

23-03-27	200	*8,420	ライフカード	4月分
23-04-27	200	*8,420	ライフカード	5月分
23-05-29	200	*8,420	ライフカード	6月分
23-06-27	200	*8,420	ライフカード	7月分
23-07-27	200	*8,420	ライフカード	8月分
23-08-28	200	*8,420	ライフカード	9月分
23-09-27	200	*8,420	ライフカード	10月分
23-10-27	200	*8,420	ライフカード	11月分
23-11-27	200	*8,420	ライフカード	12月分
23-12-27	200	*8,420	ライフカード	1月分
24-01-29	200	*8,420	ライフカード	2月分
24-02-27	200	*8,420	ライフカード	3月分

※駐車場賃借料内訳：駐車場賃借料 ¥8,000、ライフカード保証料 ¥420

充当割合：駐車場賃借料 ¥8,000は全額充当とし、ライフカード保証料 ¥420は充当対象外とする。
理由：事務所の来客者用としてのみ使用しているため。

参考様式-①

経費区分(事務所費)

◎電気料金

23-04-24	200	*6,563	オキナワテ"ンリヨク 4ツキ
23-04-24	200	*4,365	オキナワテ"ンリヨク 4ツキ
23-05-24	200	*5,714	オキナワテ"ンリヨク 5ツキ
23-05-24	200	*4,287	オキナワテ"ンリヨク 5ツキ
23-06-26	200	*6,071	オキナワテ"ンリヨク 6ツキ
23-06-26	200	*4,743	オキナワテ"ンリヨク 6ツキ
23-07-24	200	*7,076	オキナワテ"ンリヨク 7ツキ
23-07-24	200	*5,589	オキナワテ"ンリヨク 7ツキ
23-08-23	200	*7,216	オキナワテ"ンリヨク 8ツキ
23-08-23	200	*5,890	オキナワテ"ンリヨク 8ツキ
23-09-25	200	*5,980	オキナワテ"ンリヨク 9ツキ
23-09-25	200	*5,436	オキナワテ"ンリヨク 9ツキ
23-10-25	200	*7,274	オキナワテ"ンリヨク10ツキ
23-10-25	200	*5,727	オキナワテ"ンリヨク10ツキ
23-11-24	200	*6,618	オキナワテ"ンリヨク11ツキ
23-11-24	200	*4,953	オキナワテ"ンリヨク11ツキ
23-12-25	200	*7,162	オキナワテ"ンリヨク12ツキ
23-12-25	200	*4,670	オキナワテ"ンリヨク12ツキ
24-01-29	200	*8,072	オキナワテ"ンリヨク 1ツキ
24-01-29	200	*4,242	オキナワテ"ンリヨク 1ツキ
24-02-26	200	*5,529	オキナワテ"ンリヨク 2ツキ
24-02-26	200	*4,037	オキナワテ"ンリヨク 2ツキ
24-03-25	200	*6,906	オキナワテ"ンリヨク 3ツキ
24-03-25	200	*4,368	オキナワテ"ンリヨク 3ツキ

充当割合:全額充当とする。
理由:政務活動のみ当該事務所を使用した。

参考様式-①

経費区分(事務費)

◎複写機借上げ料

23-05-29 | 200 | *15,840 | リコーリース(カ

◎ コピー機カウント料

23-04-20 | 200 | *9,274 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-05-22 | 200 | *9,380 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-06-20 | 200 | *9,566 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-07-20 | 200 | *14,946 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-08-21 | 200 | *14,468 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-09-20 | 200 | *12,781 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-10-20 | 200 | *9,435 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-11-20 | 200 | *9,365 | RL)リコーシマハ°ン(カ

23-12-20 | 200 | *11,629 | RL)リコーシマハ°ン(カ

24-01-22 | 200 | *11,662 | RL)リコーシマハ°ン(カ

24-02-20 | 200 | *15,702 | RL)リコーシマハ°ン(カ

24-03-21 | 200 | *44,072 | RL)リコーシマハ°ン(カ

充当割合:金額充当とする。
理由:政務活動のみ当該事務所を使用した。

参考様式-①

経費区分 (事務費)

◎インターネット回線料

領収証 (Receipt)	領収証 (Receipt)	領収証 (Receipt)	領収証 (Receipt)	領収証 (Receipt)
ご請求番号 [Redacted]	ご請求番号 [Redacted]	ご請求番号 [Redacted]	ご請求番号 [Redacted]	ご請求番号 [Redacted]
お客さま氏名 次呂久 成崇 様	お客さま氏名 次呂久 成崇 様	お客さま氏名 次呂久 成崇 様	お客さま氏名 次呂久 成崇 様	お客さま氏名 次呂久 成崇 様
金額 2023年 5月 2585円 うち、消費税相当額 220円	金額 2023年 7月 2585円 うち、消費税相当額 220円	金額 2023年 9月 2585円 うち、消費税相当額 220円	金額 2023年 11月 2640円 うち、消費税相当額 240円	金額 2024年 1月 2640円 うち、消費税相当額 240円
NTTコミュニケーションズ株式会社 ビルングカスタマセンタ 料金お問合せ先(無料) 0120-506100	NTTコミュニケーションズ株式会社 ビルングカスタマセンタ 料金お問合せ先(無料) 0120-506100	NTTコミュニケーションズ株式会社 ビルングカスタマセンタ 料金お問合せ先(無料) 0120-506100	NTTコミュニケーションズ株式会社 ビルングカスタマセンタ 料金お問合せ先(無料) 0120-506100	NTTコミュニケーションズ株式会社 ビルングカスタマセンタ 料金お問合せ先(無料) 0120-506100
収入印紙貼付欄 2511 23.5.23 石垣ゆいロード ファミリーマート 領収日付印 (お客さま)	収入印紙貼付欄 72511 23.7.25 石垣ゆいロード ファミリーマート 領収日付印 (お客さま)	収入印紙貼付欄 72502 23.9.28 石垣ゆいロード ファミリーマート 領収日付印 (お客さま)	収入印紙貼付欄 [Redacted] 23.11.15 石垣ゆいロード ファミリーマート 領収日付印 (お客さま)	収入印紙貼付欄 72511 24.3.15 石垣ゆいロード ファミリーマート 領収日付印 (お客さま)

充当割合: 全額充当とする。
理由: 政務活動以外使用していないため。

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/8	雇用職員 給与4月分 ██████████	26,100	全額	26,100
5/8	雇用職員 給与4月分 ██████████	78,000	全額	78,000
6/5	雇用職員 給与5月分 ██████████	26,100	全額	26,100
6/5	雇用職員 給与5月分 ██████████	88,000	全額	88,000
7/3	社会保険料(労災保険、労働保険)	5,621	全額	5,621
7/5	雇用職員 給与6月分 ██████████	30,600	全額	30,600
7/5	雇用職員 給与6月分 ██████████	88,000	全額	88,000
8/7	雇用職員 給与7月分 ██████████	31,500	全額	31,500
8/7	雇用職員 給与7月分 ██████████	86,000	全額	86,000
9/6	雇用職員 給与8月分 ██████████	24,300	全額	24,300
9/6	雇用職員 給与8月分 ██████████	88,000	全額	88,000
10/6	雇用職員 給与9月分 ██████████	24,750	全額	24,750
10/6	雇用職員 給与9月分 ██████████	78,000	全額	78,000
11/6	雇用職員 給与10月分 ██████████	20,250	全額	20,250
11/6	雇用職員 給与10月分 ██████████	88,000	全額	88,000
12/5	雇用職員 給与11月分 ██████████	27,000	全額	27,000
12/5	雇用職員 給与11月分 ██████████	88,000	全額	88,000
1/10	雇用職員 給与12月分 ██████████	28,800	全額	28,800
1/10	雇用職員 給与12月分 ██████████	86,000	全額	86,000
2/5	雇用職員 給与1月分 ██████████	40,050	全額	40,050
2/5	雇用職員 給与1月分 ██████████	88,000	全額	88,000
3/6	雇用職員 給与2月分 ██████████	36,000	全額	36,000
3/6	雇用職員 給与2月分 ██████████	88,000	全額	88,000
4/5	雇用職員 給与3月分 ██████████	48,150	全額	48,150
4/5	雇用職員 給与3月分 ██████████	80,000	全額	80,000
人件費 充当合計				1,393,221

令和 5 年度 雇用職員申告票

議員名 次呂久 成崇

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和5年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

次呂久 成崇

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

令和 5 年度 雇用職員申告票

議員名 次呂久 成崇

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和5年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

次呂久 成崇



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 次呂久 成崇】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随同行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 <p style="text-align: right;">等</p>	80%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） <p style="text-align: right;">等</p>	
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ 広報紙の配付 <p style="text-align: right;">等</p>	
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 <p style="text-align: right;">等</p>	20%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 <p style="text-align: right;">等</p>	
	資料作成に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 <p style="text-align: right;">等</p>	
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 <p style="text-align: right;">等</p>	
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		

令和4年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 次呂久 成崇



被雇用者



勤務実態申告票

【議員名 次呂久 成崇 】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	20%
	研修に係るもの	・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	
	広聴広報に係るもの	・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・広報紙の配付 等	
	要請陳情等に係るもの	・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	20%
	会議に係るもの	・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	20%
	資料作成に係るもの	・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	20%
	事務所での庶務に係るもの	・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	20%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		

令和4年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 次呂久 成崇



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
主な就業場所	石垣市宇石垣 36-1 万世ビル 1-N 次呂久成崇事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助
就業時間	午前9時から午後2時(週3日)
休 日	土日祝日、年末年始、盆休(1日)
給与(賃金)	時給 900 円 尚、30分単位で支給
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年3月31日

雇 用 者 氏名 次呂久 成崇



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
主な就業場所	石垣市字石垣 36-1 万世ビル 1-N 次呂久成崇事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務及び関係書類作成
就業時間	午前9時から午後6時まで(休憩時間1時間)
休 日	日曜日、年末年始、盆休(1日)
給与(賃金)	時給 1,000 円
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5日支払
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年 3月31日

雇 用 者 氏名 次呂久 成崇



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和5年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月8日	26,100	0	0	26,100		全額充当
6月5日	26,100	0	0	26,100		全額充当
7月5日	30,600	0	0	30,600		全額充当
8月7日	31,500	0	0	31,500		全額充当
9月6日	24,300	0	0	24,300		全額充当
10月6日	24,750	0	0	24,750		全額充当
11月6日	20,250	0	0	20,250		全額充当
12月5日	27,000	0	0	27,000		全額充当
1月10日	28,800	0	0	28,800		全額充当
2月5日	40,050	0	0	40,050		全額充当
3月6日	36,000	0	0	36,000		全額充当
4月5日	48,150	0	0	48,150		全額充当
合計	363,600	0	0	363,600		

※雇用保険料は、1週間の所定労働時間が20時間未満のため
雇用保険の適用範囲外。

充当割合：全額充当

理由：政務活動以外に係る事務のみ従事しているため

人 件 費

勤務時間記録表
(令和 5 年 4 月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
3	月	9 時 00 分	12 時 30 分	3 時間 30 分	●	
4	火	9 時 00 分	12 時 30 分	3 時間 30 分	●	
7	金	10 時 30 分	16 時 30 分	6 時間 00 分	●	
14	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
17	月	9 時 00 分	12 時 30 分	3 時間 30 分	●	
21	金	9 時 30 分	12 時 00 分	2 時間 30 分	●	
24	月	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
28	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				29 時間 00 分		

$\text{① } 900 \times 29 \text{H} = 26,100$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和5年5月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
8	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
10	水	9時30分	12時00分	2時間30分	●	
12	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
15	月	9時30分	12時00分	2時間30分	●	
17	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
19	金	9時30分	11時30分	2時間00分	●	
22	月	9時30分	12時00分	2時間30分	●	
24	水	9時06分	12時00分	3時間00分	●	
26	金	9時00分	12時30分	3時間30分	●	
29	月	9時00分	10時30分	1時間30分	●	
31	水	9時30分	12時00分	2時間30分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				29時間00分		

$2900 \times 29H = 26,100$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和 5年 6月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
5	月	9 時 00 分	12 時 30 分	3 時間 30 分	●	
7	水	9 時 00 分	11 時 30 分	2 時間 30 分	●	
9	木	9 時 30 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
12	月	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
14	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
16	金	9 時 00 分	10 時 30 分	1 時間 30 分	●	
19	月	9 時 00 分	11 時 30 分	2 時間 30 分	●	
21	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
23	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
26	月	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
28	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
30	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				34 時間 00 分		

$900 \times 34 \text{H} = 430,600-$

勤務時間記録表
(令和5年7月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
3	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
5	水	9時00分	11時00分	2時間00分	●	
7	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
10	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
12	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
14	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
19	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
21	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
24	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
26	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
28	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
31	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				35時間00分		

$$2900 \times 35H = 31,500-$$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和 5 年 8 月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
2	水	9 時 00 分	11 時 30 分	2 時間 30 分	●	
4	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
7	月	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
9	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
11	金	9 時 00 分	10 時 30 分	1 時間 30 分	●	
14	月	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
16	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
18	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
23	水	9 時 00 分	11 時 00 分	2 時間 00 分	●	
30	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				27 時間 00 分		

$900 \times 27 H = 24,300$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和5年9月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
4	月	9時30分	12時00分	2時間30分	●	
6	水	9時00分	11時30分	2時間30分	●	
8	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
11	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
13	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
15	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
20	水	9時30分	12時00分	2時間30分	●	
22	金	9時00分	11時00分	2時間00分	●	
25	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				27時間30分		

$900 \times 27.5 = 24,750$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和5年10月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
4	水	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
6	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
11	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
16	月	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
18	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
20	金	9時00分	11時00分	2時間00分	●	
27	金	9時00分	11時00分	2時間00分	●	
30	月	9時00分	10時30分	1時間30分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				22時間30分		

$900 \times 22.5 = 20,250$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和5年11月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: ██████████

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
8	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
10	金	9時00分	12時30分	3時間30分	●	
13	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
15	水	9時00分	12時30分	3時間30分	●	
17	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
20	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
22	水	9時00分	11時00分	2時間00分	●	
24	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
27	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				30時間00分		

$900 \times 30 \text{H} = 27,000 -$

勤務時間記録表
(令和5年12月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
4	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
6	火	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
8	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
11	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
13	水	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
15	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
18	月	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
20	水	9時00分	11時30分	2時間30分	●	
22	金	9時00分	11時30分	2時間30分	●	
29	金	9時00分	12時00分	3時間00分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				32時間00分		

$900 \times 32 \text{ H} = \text{¥} 28,800$

人 件 費

勤務時間記録表

(令和 6 年 / 月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
5	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
10	水	9 時 00 分	14 時 30 分	5 時間 30 分	●	
12	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
15	月	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
17	火	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
19	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
22	月	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
24	水	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
26	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
29	月	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
31	水	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				44 時間 30 分		

$2900 \times 44.5H = 40,050$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和6年2月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
2	金	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
5	月	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
7	水	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
9	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
14	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
16	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
19	月	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
21	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
23	金	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
26	月	9 時 00 分	13 時 00 分	4 時間 00 分	●	
28	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				40 時間 00 分		

$900 \times 40 = 436,000$

勤務時間記録表

(令和6年3月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

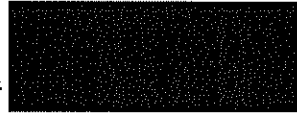
日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	金	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
4	月	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
6	水	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
8	金	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
11	月	9時00分	14時30分	5時間30分	●	
13	水	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
15	金	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
18	月	9時00分	14時30分	5時間30分	●	
22	金	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
25	月	9時00分	14時30分	5時間30分	●	
27	水	9時00分	13時00分	4時間00分	●	
29	金	9時00分	14時00分	5時間00分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				53時間30分		

$2900 \times 53.5H = \yen 48,150$

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所



(令和5年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月8日	78,000	0	0	78,000		全額充当
6月5日	88,000	0	0	88,000		全額充当
7月5日	88,000	0	0	88,000		全額充当
8月7日	86,000	0	0	86,000		全額充当
9月6日	88,000	0	0	88,000		全額充当
10月6日	78,000	0	0	78,000		全額充当
11月6日	88,000	0	0	88,000		全額充当
12月5日	88,000	0	0	88,000		全額充当
1月10日	86,000	0	0	86,000		全額充当
2月5日	88,000	0	0	88,000		全額充当
3月6日	88,000	0	0	88,000		全額充当
4月5日	80,000	0	0	80,000		全額充当
合計	1,024,000	0	0	1,024,000		

※雇用保険料は、1週間の所定労働時間が20時間未満のため
雇用保険の適用範囲外。

充当割合:全額充当
理由:政務活動に係る事務のみ従事しているため

勤務時間記録表
(令和5年4月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考	
1	3	月	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
2	4	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
3	5	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
4	6	木	10時 00分	16時 30分	5時間 30分	●	
5	10	月	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
6	11	火	10時 00分	16時 30分	5時間 30分	●	
7	13	木	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
8	14	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
9	17	月	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
10	18	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
11	20	木	10時 00分	16時 30分	5時間 30分	●	
12	21	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
13	24	月	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
14	25	火	10時 00分	16時 30分	5時間 30分	●	
15	26	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
16	27	金	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
小計				78時間 00分			

@1,000x78h=78,000-

勤務時間記録表
(令和 5年 5月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
2	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
3	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
4	火	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
5	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
6	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	火	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
8	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
10	金	13時00分	16時30分	4時間00分	●	
11	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
12	火	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
13	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
15	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
17	火	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
18	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
19		時 分	時 分	時間 分		
20		時 分	時 分	時間 分		
小計				88時間00分		

$2,000 \times 88h = 88,000$

勤務時間記録表
(令和5年6月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: ██████████

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
2	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
3	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
4	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
5	金	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
6	土	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	日	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
8	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
9	火	10時30分	16時00分	5時間30分	●	
10	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
11	木	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
12	金	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
13	土	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	日	9時30分	16時00分	5時間30分	●	
15	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
17	水	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
18	木	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
19	金	時 分	時 分	時間 分		
20	土	時 分	時 分	時間 分		
小計				88時間00分		

$21000 \times 88 = 88000$

勤務時間記録表
(令和5年7月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: ██████████

日	曜日	入社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考	
1	3	月	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	●
2	4	火	10時 00分	16時 30分	5時間 30分	●	
3	5	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
4	6	木	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
5	10	日	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
6	11	火	10時 00分	16時 30分	5時間 30分	●	
7	13	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
8	14	木	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
9	18	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
10	19	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
11	20	木	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
12	21	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
13	25	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
14	26	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
15	27	木	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
16	28	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
17	31	月	9時 00分	17時 00分	7時間 00分	●	
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計			86時間 00分			

$1,000 \times 86 = 86,000$

勤務時間記録表
(令和5年8月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
2	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
3	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
4	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
5	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
6	木	10時00分	16時30分	4時間30分	●	
7	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
8	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	木	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
10	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
11	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
12	火	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
13	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	木	9時30分	16時30分	6時間00分	●	
15	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	火	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
17	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
18	木	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
19		時 分	時 分	時間 分		
20		時 分	時 分	時間 分		
小計				88時間00分		

$\text{①}1,000 \times 88\text{h} = 88,000-$

勤務時間記録表
(令和5年9月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: ██████████

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考	
1	4	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
2	5	火	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
3	6	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
4	7	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
5	11	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
6	13	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	14	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
8	15	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	19	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
10	20	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
11	21	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
12	22	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
13	25	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	26	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
15	27	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	28	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計			78時間00分			

$21,000 \times 78h = 78,000$

勤務時間記録表
(令和5年10月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考	
1	2	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
2	4	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
3	5	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
4	6	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
5	10	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
6	11	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	12	木	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
8	13	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	16	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
10	17	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
11	18	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
12	19	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
13	23	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	24	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
15	25	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	26	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
17	30	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
18	31	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
19		時 分	時 分	時間 分			
20		時 分	時 分	時間 分			
小計				88時間00分			

$21,000 \times 88h = 88,000$

勤務時間記録表
(令和5年11月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
2	木	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
3	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
4	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
5	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
6	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
7	金	10時00分	14時00分	4時間00分	●	
8	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
10	水	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
11	木	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
12	金	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
13	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
15	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
17	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
18	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
19	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
20	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
21	木	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
22		時 分	時 分	時間 分		
23		時 分	時 分	時間 分		
24	小計			88時間00分		

$20,000 \times 88h = 88,000$

勤務時間記録表
(令和5年12月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
2	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
3	火	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
4	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
5	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
6	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
8	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	金	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
10	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
11	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
12	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
13	木	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
14	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
15	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
16	水	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
17	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
18		時 分	時 分	時間 分		
19		時 分	時 分	時間 分		
20		時 分	時 分	時間 分		
小計				86時間00分		

$21000 \times 86h = 86,000$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和 6 年 1 月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考	
1	3	水	13時30分	17時30分	4時間00分	●	
2	4	木	14時00分	16時30分	5時間30分	●	
3	5	金	10時30分	17時30分	6時間00分	●	
4	6	土	10時00分	13時00分	3時間00分	●	
5	9	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
6	10	水	10時00分	16時30分	5時間30分	●	
7	11	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
8	12	金	11時30分	16時30分	5時間00分	●	
9	15	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
10	16	火	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
11	17	水	9時30分	13時30分	4時間00分	●	
12	18	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
13	19	金	11時00分	17時00分	5時間00分	●	
14	22	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
15	23	火	10時30分	17時00分	5時間30分	●	
16	30	火	11時00分	16時00分	5時間00分	●	
17	31	水	11時00分	16時30分	5時間30分	●	
18		時	分	時間	分		
19		時	分	時間	分		
20		時	分	時間	分		
小計				88時間00分			

$20,000 \times 88H = ¥88,000-$

人 件 費

勤務時間記録表
(令和 6 年 2 月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	木	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
2	金	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
3	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
4	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
5	木	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
6	金	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
7	土	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
8	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
9	木	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
10	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
11	月	10時00分	17時00分	6時間00分	●	
12	火	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
13	水	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
14	木	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
15	月	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
16	火	10時00分	16時00分	5時間00分	●	
17	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
18	木	10時00分	17時00分	5時間00分	●	休憩2h
19		時 分	時 分	時間 分		
20		時 分	時 分	時間 分		
小計				88時間00分		

$2,100 \times 88H = ¥88,000-$

勤務時間記録表
(令和6年3月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考	
1	4	月	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
2	5	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
3	6	水	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
4	7	木	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
5	12	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
6	13	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
7	14	木	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
8	15	金	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
9	18	月	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
10	19	火	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
11	21	木	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
12	22	金	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
13	25	月	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
14	26	火	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
15	27	水	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
16	28	木	11時 00分	16時 00分	5時間 00分	●	
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計			80時間 00分			

$20,000 \times 80H = \text{¥} 80,000 -$

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和

05

年度

印 刷 日 付

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基 幹 番 号	枝 番 号	※CD	※証券受領
47105002816-0000					1	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴収年度(元号:令和は9)

9-5

9-5

納付の目的

1. 令和
 年度
 期
(全期又は1期)

2. 令和
 年度
 確定

※取納区分
 労働保険料

※認決
 区分

※内証券受領

(住所) 〒907-0001 石垣市
 大浜
 757

(氏名) 次呂久 成崇

EA147B0047502\$3VA147B0023751#
 47105002816-000 0023751 E

内 部	労働 保険料	+	千	百	十	万	千	百	十	円
							5	6	0	1
記	一 般 拠 出 金	+	千	百	十	万	千	百	十	円
							7	2	0	
	納付額 (合計額)	+	千	百	十	万	千	百	十	円
							7	5	6	2

あて先
 〒900-0006

那覇市
 おもろまち2丁目1番1号
 郵務第2地方合同庁舎3階
 沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
 領収日付等



納付の場所
 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

充当割合: 全額充当
 理由: 政務活動に係る事務のみ従事しているため